

# 子育てサービス

子どもを育てるために必要な児童手当や支援などのさまざまなサービスをご紹介します。



子どもがおられる家庭に支給される制度や、子育て環境の増進を図ることを目的に行っている事業がありますのでご利用ください。

## 児童手当

### 事業内容

児童手当は15歳までの児童を育てる全ての家庭に支給される制度です。きちんと申請して受給するようにしましょう。

**●支給対象** 中学校卒業まで(15歳に到達後の最初の3月末日まで)の児童を養育しているかた

**●支給額** 【児童手当の額(1人当たり月額)】

◎3歳未満 一律15,000円

◎3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

◎中学生 一律10,000円

※児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。なお、所得上限限度額以上の場合は、受給資格がなくなります。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月末日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

**●支給時期** 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

※例／6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

## 手続きの方法

### ①はじめに行うこと

#### 認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です(公務員の場合は勤務先に)。市区町村の認定を受けければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

#### 認定請求に必要な添付書類

**●請求者本人の健康保険証の写し**

(上牧町の国民健康保険に加入されているかたは不要)

**●マイナンバー確認書類(請求者と配偶者)**

**●本人確認書類(申請に来られたかた)**

**●請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの**



※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

## 申請は、出生や転入から15日以内に!

### 15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

### こんなときには申請を!

#### 初めてお子さんが生まれたとき

出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内にお住まいの市区町村に申請が必要です!

#### 他の市区町村に住所が変わったとき

転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

#### 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内にお住まいの市区町村に申請が必要です!

#### 公務員になったとき、

#### 公務員でなくなったとき

お住まいの市区町村と勤務先に届出・申請をしてください!

## ② 続けて手当を受ける場合

現況届  
(毎年6月に提出)

毎年6月に提出していただいている現況届は令和4年より原則不要となりました。なお、「児童・家族と別居している」「町外に住民票を置いているが、上牧町から児童手当を受給している」等、一定の条件に該当するかたは、引き続き現況届の提出が必要となります。また、出産・結婚または離婚・引越し・転職等異動のあったかたについては、その都度手続きをしていただく必要がありますので、お早めのお手続きをお願い致します。このことについて、ご不明な点がございましたら、こども未来課までお問い合わせください。

お問い合わせ → こども未来課 ☎ 0745-43-5034 FAX 0745-76-1196



## 児童扶養手当

### 事業内容

父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達後の最初の3月末日まで、または一定の障害のある20歳未満）や、父または母が重度の障害の状態にある児童、児童の母または父に代わってその児童を養育しているかた等に支給されます。

※所得制限を超えた場合、児童が児童福祉施設に入所した場合等は支給されません。

JR定期乗車券割引制度 児童扶養手当の受給世帯のかたは3割引で通勤定期乗車券を購入できます。

お問い合わせ → こども未来課 ☎ 0745-43-5034 FAX 0745-76-1196



## 特別児童扶養手当

### 事業内容

身体または精神に中程度以上の障害や病気のある児童（20歳未満）を養育している父母または養育者に支給されます。

※所得制限を超えた場合、児童が児童福祉施設に入所した場合等は支給されません。

お問い合わせ → こども未来課 ☎ 0745-43-5034 FAX 0745-76-1196





## 出産・子育て応援交付金

### 事業内容

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

#### ●伴走型相談支援

妊娠中から概ね2歳までの低年齢期の子育て家庭を対象に、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援（プレパパママ教室、産後ケア、乳幼児相談、保育園等）につないでいきます。

#### ●経済的支援

◎出産応援ギフト（5万円相当）：妊娠届出時の面談実施後に支給します。  
◎子育て応援ギフト（5万円相当）：出生届出後の面談（赤ちゃん訪問）実施後に支給します。

お問い合わせ ➤ **こども未来課 ☎ 0745-43-5034 FAX 0745-76-1196**



## 障害児福祉手当

### 事業内容

身体・知的又は精神に重度の障がいを持つ20歳未満のかたで、日常生活において常時介護を必要とするかたに対し支給されます。

※所得制限を超えた場合、施設等に入所しているかた、該当する障がいを理由とする年金を受けている場合等は支給されません。

お問い合わせ ➤ **福祉課 ☎ 0745-43-5031 FAX 0745-76-1196**



## 難聴児補聴器購入費助成制度

### 事業内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中度等の難聴児に対し、健全な言語、コミュニケーション能力の習得などの発達を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成しています。

購入を希望のかたは  
福祉課に  
ご相談ください！



#### ●対象者

- ①上牧町に住所を有する18歳未満のかた
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上  
70デシベル未満のかた
- ③補聴器の装用により、一定の効果が期待できると  
医師に判断されたかた
- ④町民税の所得割の課税額が46万円未満の世帯のかた

お問い合わせ ➤ **福祉課 ☎ 0745-43-5031 FAX 0745-76-1196**



## 身体障害者手帳

### 事業内容

身体障害者手帳は、身体及び内臓機能等に障がいがあるかたに対し交付される手帳で、各種サービスを受けるために必要な手帳です。身体障害者手帳の交付を受けるには、指定医師に相談、受診の上、所定の診断書を作成してもらう必要があります。

お問い合わせ ➤ **福祉課 ☎ 0745-43-5031 FAX 0745-76-1196**



## 療育手帳

### 事業内容

療育手帳は、知的障がいがあるかたに対して交付される手帳で、各種サービスを受けるために必要な手帳です。療育手帳の交付を受けるには、判定機関での判定が必要となりますので、初めて手帳の交付申請をする場合は、まず高田こども家庭相談センターに相談してください。

お問い合わせ ➤ **福祉課 ☎ 0745-43-5031 FAX 0745-76-1196**



## 精神障害者保健福祉手帳

### 事業内容

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいがあるかたに対し交付される手帳で、各種サービスを受けるために必要な手帳です。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには、指定医師に相談、受診の上、初診日から半年経過したのち、所定の診断書を作成してもらう必要があります。

お問い合わせ ➤ 福祉課 ☎ 0745-43-5031 FAX 0745-76-1196

## 子育て短期支援事業

### 事業内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に、児童福祉施設等において一定の期間、養育又は保護する事業です。

●申請方法 利用を希望するかたは、事前登録が必要になります。詳しくはこども未来課までお問い合わせください。

お問い合わせ ➤ こども未来課 ☎ 0745-43-5034 FAX 0745-76-1196

## チャイルドシート貸付事業

### 事業内容

車をお持ちのかたへの子育て支援の一環として、乳児がいるご家族に、道路交通法に定められているチャイルドシートの貸出しを行っています。



- 対象者 0歳～1歳までの赤ちゃん
- 自己負担額 なし
- 貸付期間 1歳まで
- 申請方法 直接、役場の総務課窓口にて申請（上牧町の住民であるかの確認が必要）
- 申請に必要なもの 印鑑・免許証・車検証
- 申請場所 役場 総務課
- ★備考 1か月単位の短期も可

お問い合わせ ➤ 総務課 ☎ 0745-76-1001 FAX 0745-76-1002

## おはなし会

### 事業内容

読書活動の一環として、ボランティアグループ「ピーターパン」による、児童を対象にしたおはなし会を行っています。7月と12月にはお楽しみ会があります。

- 場所 上牧町立図書館 絵本コーナー（上牧町中央公民館 2階）
- 日程 毎月
  - ◎第1・3火曜日 10:30～
  - ◎第2・4土曜日 14:00～
- ★備考 おはなし会の参加には事前の申込みは不要です。  
図書館の本の貸出は上牧町在住・在勤・在学のかたを対象とし、利用者カードの作成が必要です。

お問い合わせ ➤ 上牧町立図書館 ☎ 0745-78-9903 FAX 0745-71-5820